

地域の皆様へ

下田市教育委員会

緊急事態宣言の発令を受けた市内各小中学校の対応について

地域の皆様におかれましては、日頃から市内各小中学校の教育活動に対してご理解ご協力をありがとうございます。全国的に新型コロナウイルス感染症の拡大が進み、静岡県にも緊急事態宣言が出される中、皆様も心配をされていることと思います。下田市としましては、文部科学省及び県教育委員会が示している“子どもたちの学びを止めない”という視点をもちつつ、感染リスクの高い活動については延期または中止するなど、下記のとおり十分に感染症対策を講じながら2学期の教育活動を進める予定です。ご理解ご協力のほどお願いいたします。

《2学期の教育活動について》

- 1 行事・活動の内容によっては中止・延期の判断をするとともに、内容や方法を工夫しながら実施可能なものについては、十分に感染症対策を講じた上で教育活動を進めます。
- 2 9月に予定されている運動会については、感染拡大の状況に鑑み、延期とします。
- 3 各中学校の部活動については、緊急事態宣言発令中は中止とします。
- 4 8月下旬～10月初旬に予定している宿泊を伴う活動（修学旅行及び宿泊体験活動）については、中止または延期とします。
- 5 宿泊を伴わない校外活動（社会科見学等）については、緊急事態宣言発令中は、校内での活動に変更、中止または延期とします。
- 6 各家庭の協力が不可欠であるため、学校の実態に応じて、感染症拡大防止について各家庭に協力を呼び掛けるとともに、PTA役員等とも情報共有しながら保護者の理解と協力を促す。

※教育委員会から各学校に「新型コロナウイルス感染症を拡大させないために」及び「学校等における感染症対策チェックリスト」を配付しました。2学期の開始にあたり、各学校で感染症対策（マスク着用の徹底やソーシャルディスタンスの確保、感染リスクが高い活動の回避、給食時の対応等）について協議・確認をし、感染症拡大防止につとめます。

《児童生徒・教職員の健康管理について》

- 1 普段と体調が少しでも異なる場合は、児童生徒・教職員ともに自宅での休養を徹底します。なお、レベル3及び2の間は、児童生徒本人だけでなく、同居の家族に同様の症状が見られる場合も、自宅での休養を徹底します。
- 2 児童生徒、教職員に対して、登校・出勤前の検温・健康観察を徹底するとともに、レベル3及び2の間は同居家族についても毎日健康状態を確認するよう協力をお願いします。
- 3 重症化リスクが高い児童生徒（呼吸の障害等基礎疾患がある児童生徒）については、学校から保護者に主治医の見解の確認をお願いし、個別に登校について相談します。

※感染が確認された場合や濃厚接触に特定された場合、また濃厚接触が疑われる場合などは、児童生徒は出席停止とし、自宅休養・待機となります。